

令和5年4月1日採用予定
会津若松市 任期付職員 採用候補者試験
受 験 案 内

この試験で募集する任期付職員とは、会津若松市一般職の任期付職員の採用等に関する条例に基づき採用される任用期間の定めのある職員のことです。

- 1 第一次試験日：12月10日（土）
申込受付期間：11月1日（火）～11月22日（火）

- ※ 受付は8時30分から17時15分まで行います。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。
- ※ 郵送による申込は、11月22日当日消印有効とします。

2 応募区分、業務内容、勤務形態、採用人数、任期、受験資格等

(1) 応募区分、業務内容、勤務形態、採用人数、任期及び受験資格

応募区分	業務内容	勤務形態	採用人数	任期	受験資格
A	重層的支援体制整備業務 【地域福祉課】	週4日	1名	2年	①、②のいずれにも該当する人 ①平成17年4月1日までに生まれた人 ②パソコン操作（文書作成や表計算処理など）ができる人
	国保事業や後期高齢者医療事業の医療給付業務 【国保年金課】		1名		
	区画整理事業に関する業務 【開発管理課】		1名		
	税証明発行業務 【税務課】		1名		
	個人番号制度に関する業務 【市民課】		3名		
	障がい者総合支援法関連サービスに関する窓口業務 【障がい者支援課】	1名			
	新型コロナウイルス感染症対策に関する業務 【新型コロナウイルス感染症対策室】	週5日 (6時間)	1名		
B	生活保護業務 【地域福祉課】	フルタイム	1名		①から③のいずれにも該当する人 ①平成17年4月1日までに生まれた人 ②パソコン操作（文書作成や表計算処理など）ができる人で普通自動車運転免許を所持している人 ③以下のいずれかに該当する人 ア. 学校教育法による大学を卒業した者又は卒業見込者 イ. 社会福祉主事の任用資格を有する者又は令和5年3月31日までに取得見込みの人 ウ. 社会福祉士資格取得者又は令和5年3月31日までに取得見込みの人で福祉関係の相談業務の経験のある人
C	保育業務（保育士） 【こども保育課】	フルタイム	7名		保育士資格取得者又は令和5年3月31日までに取得見込みの人
D	医療的ケア業務（看護師） 【学校教育課・こども保育課】	週5日 (6時間30分)	1名	1年	以下の全てに該当する方 ①平成17年4月1日までに生まれた人 ②看護師資格又は准看護師資格を有するか、あるいは令和5年3月31日までに取得見込み ③普通自動車運転免許を有する

※ これまで本市で任期付職員として勤務した経験がある方や、既に勤務している方も受験できます。

※ 区分Cの保育業務の配属先は、中央保育所か広田保育所となります。

(2) 勤務時間

- ①区分A（新型コロナウイルス感染症対策に関する業務を除く）及び区分B…月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで
- ②区分A（新型コロナウイルス感染症対策に関する業務）…月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までの間で1日6時間
- ③区分C…下表のいずれか

勤務の区分		勤務時間
月曜日から土曜日まで	第一勤務	午前7時から午後3時45分まで
	第二勤務	午前7時15分から午後4時まで
	第三勤務	午前7時30分から午後4時15分まで
	第四勤務	午前7時45分から午後4時30分まで
	第五勤務	午前8時から午後4時45分まで
	第六勤務	午前8時15分から午後5時まで
	第七勤務	午前8時30分から午後5時15分まで
	第八勤務	午前9時から午後5時45分まで
	第九勤務	午前9時15分から午後6時まで
	第十勤務	午前9時30分から午後6時15分まで
	第十一勤務	午前10時15分から午後7時まで
	第十二勤務	午前10時30分から午後7時15分まで

③区分D…下表のとおり

勤務時間	午前7時45分から午後3時15分
基本の勤務	鶴城小学校で医療的ケア児に対する医療的ケア業務に従事
例外的勤務	市内の幼保施設等において医療的補助業務に従事

(3) 受験資格は各区分記載事項のほか、次のいずれかに該当する人（全区分共通）

- ①日本国籍を有する者
- ②出入国管理及び難民認定法別表2に掲げる在留資格をもって在留する者
- ③日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

(4) 次のいずれかに該当する人は、受験できません（全区分共通）

- ①禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ②会津若松市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(5) その他

- ①週4日勤務の場合、勤務する曜日は採用後に配属される職場で指定されます。
- ②原則、任用期間中に配属先の変更は行われませんが、組織の改編があった場合等には配属先が変更となる場合もあります。
- ③原則、任用期間の終了とともに退職となりますが、業務の状況によっては任期の延長（通算5年が限度）をお願いする場合があります。
- ④この試験で、任期付職員に採用されても、会津若松市職員（任期の定めのない職員）採用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。

3 給与

(区分A・B・C)

勤務形態	週4日 週31時間勤務	週5日 週30時間勤務	週5日 フルタイム勤務
給料	153,360円 ※所定の要件を満たしている場合は176,000円	148,412円 ※所定の要件を満たしている場合は170,322円	191,700円 ※所定の要件を満たしている場合は220,000円
人事院勧告等により給与改定が行われる場合があります。			
諸手当	期末・勤勉手当、通勤手当、時間外勤務手当 等 (注) 扶養、住居、退職手当等の支給はありません		期末・勤勉手当、通勤手当、時間外勤務手当、扶養手当、住居手当、退職手当 等
昇給	なし		
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12/29~1/3) (区分C又はDの場合、日曜日及び4週間ごとの期間につき市長の定める4日、国民の祝日、年末年始(12/29~1/3))		
休憩	原則として、午後0時から午後1時まで(区分C又はDの場合、勤務時間の途中において所属長が定める60分間の時間)		
休暇等	年次有給休暇 年間16日付与 特別・介護休暇 等	年次有給休暇 年間20日付与 特別・介護休暇 等	年次有給休暇 年間20日付与 特別・介護休暇 等
福利厚生等	共済保険、厚生年金、雇用保険		共済保険、厚生年金
公務上の災害は、地方公務員災害補償法により補償されます。			
その他	信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、営利企業等の従事制限等の地方公務員法の規定の適用を受けます。また、分限及び懲戒についても同様です。		

(区分D)

区分	週5日 1日6時間30分勤務
給料	160,780円 ※所定の場合は184,516円 ※人事院勧告等により給与改定が行われる場合があります。
諸手当	期末・勤勉手当、通勤手当、時間外勤務手当 等 ※扶養、住居、退職手当等の支給はありません
昇給	なし
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12/29~1/3)
休憩	勤務時間の途中において所属長が定める60分間の時間
休暇等	年次有給休暇・年間20日付与、特別・介護休暇 等
福利厚生等	共済保険、厚生年金、雇用保険 ※公務上の災害は、地方公務員災害補償法により補償されます。
その他	信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、営利企業等の従事制限等の地方公務員法の規定の適用を受けます。また、分限及び懲戒についても同様です。

※ 所定の要件とは、採用された方が、本市の任期付職員として、通算して5年以上の同職種の勤務経験があり、かつ、その勤務経験において、人事評価による勤務成績が良好だった場合です。

4 試験の方法及び内容

試験区分	応募区分	試験種目	内容
第1次試験	区分A・B	教養試験 (マークシート方式)	社会、人文、自然に関する一般知識及び文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈に関する一般知能についての高校卒程度の筆記試験
	区分C (保育士)	専門試験 (マークシート方式)	社会福祉、子ども家庭福祉(社会的養護を含む。)、保育の心理学、保育原理・保育内容、子どもの保健を出題分野とする筆記試験
	区分D (看護師)	看護師 適性検査	看護師としての適応性を資質、能力及び対人関係の面からみる筆記検査
	全区分 共通	作文試験	文章による表現力、構成力等についての記述試験
第2次試験	全区分 共通	個別面接試験	人物を総合的に評価する試験

※ 第1次試験ではHBの鉛筆及び消しゴムを持参してください。

5 試験期日、試験会場及び合格発表

区分	期日・時間	試験会場	合格発表
第1次試験	令和4年12月10日(土)	会津若松市栄町3-50 生涯学習総合センター	12月下旬 (予定)
	受付 9:30~9:45		
	作文試験 10:00~11:00		
	教養試験 11:15~12:30		
	専門試験 11:15~12:45		
看護師適性検査 11:15~12:05			
第2次試験	令和5年1月下旬(予定)	会津若松市栄町3-50 生涯学習総合センター(予定)	2月上旬から 2月中旬 (予定)

※ 生涯学習総合センターの駐車場は、駐車台数に限りがあり有料です。

※ 試験会場は、禁煙です。

6 受験申込方法

- (1) 「受験申込書」及び「受験票」に必要事項を記入して、会津若松市役所総務部人事課に提出してください。
 - (2) 郵便により受験申込をする場合は、封筒の表に「採用試験(任期付職員)申込」と朱書きし、「受験申込書」、「受験票」及び「84円切手を貼った返信先明記の長型3号の封筒」を同封の上、会津若松市役所総務部人事課あてに送付してください。
 - (3) 会津若松市のウェブサイトからも直接、受験の申し込みができます。詳細はウェブサイト <https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/> をご覧ください。
- ※ 受験票を受領後、最近3ヶ月以内に撮影した本人の写真1枚(上半身、脱帽、正面向、縦4cm、横3cm)を所定の場所に貼って、試験の当日必ず持参してください。受験票がない場合又は受験票に写真が貼っていない場合は受験できません。

7 合格者の採用

合格者は、成績順に採用候補者名簿に登載され、令和5年4月1日以降順次採用します。採用候補者名簿に登載されても、欠員等の関係から採用されないこともあります。なお、受験資格を欠くことが明らかになった場合（欠格事項に該当することになった場合など）は、採用されません。また、採用候補者名簿の有効期限は1年間です。

採用は、原則として令和5年4月1日になりますが、欠員状況等により、本人の意向を確認の上、令和4年度中に採用する場合があります。

8 その他

- (1) 本試験は、市民の方々の貴重な税金を使って実施します。試験を申し込まれた方は、必ず受験されるようお願いいたします。
- (2) 申込時等に提出された書類は、一切返却いたしません。
- (3) その他、不明な点は会津若松市役所総務部人事課にお問い合わせください。

9 新型コロナウイルス感染症対策に対する対応

新型コロナウイルス感染症対策として、受験者の皆様が安全に、安心して受験できる環境を整備する観点から、以下の事項についてご理解ください。

- (1) 新型コロナウイルス感染症など（学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症）に罹患し治癒していない方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、当日の受験を控えていただくようお願いいたします。
- (2) 受付時において、体調の確認のため非接触型体温計による検温を実施します。37.5度以上の発熱やその他症例により感染症の罹患の懸念がある場合には、別室で受験をお願いする場合があります。
- (3) 受験日当日は、マスクを持参し、試験中は着用をお願いいたします。ただし、受付時には本人確認を行うため、一時的にマスクを外していただきます。マスクを用意できない方は、会津若松市役所総務部人事課に事前にご相談ください。
- (4) 試験中において係員が適宜、窓やドアを開け換気を実施します。寒暖の差に対応できるような服装にて受験してください。
- (5) 試験中は、咳エチケットの遵守とこまめな手洗いの実施をお願いいたします。なお、試験会場には手指消毒用のアルコールを設置しますので、適宜使用してください。

会津若松市役所総務部人事課人事グループ
(追手町第二庁舎2階)

〒965-0873 会津若松市追手町 2番41号

TEL 0242 (39) 1213 内線 2247

<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2013060600019/>

